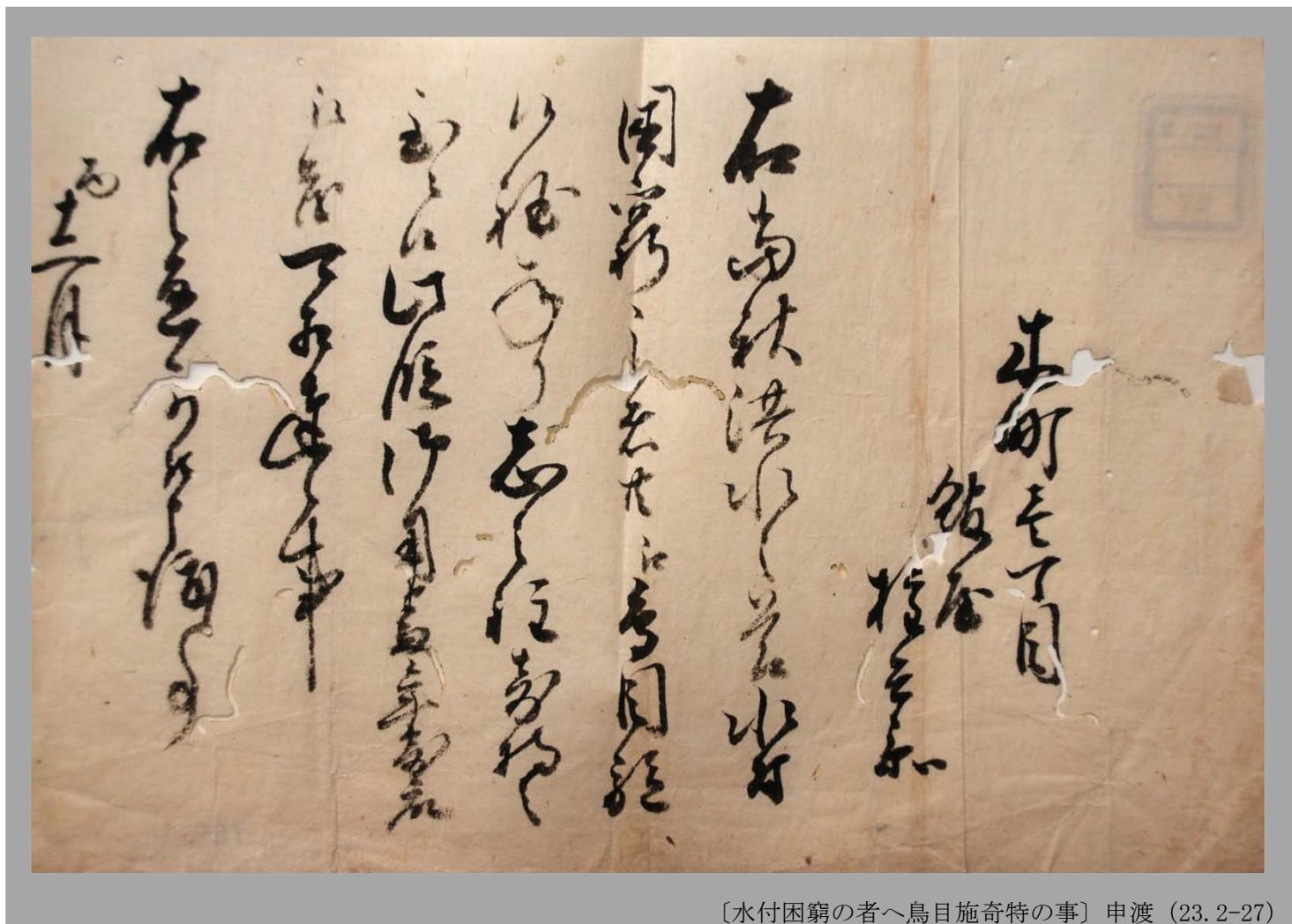


平成23年度 夏季展



〔水付困窮の者へ鳥目施奇特の事〕申渡（23.2-27）

古文書に見る災害

— 復興と救済・支援 —

金沢市立玉川図書館 近世史料館

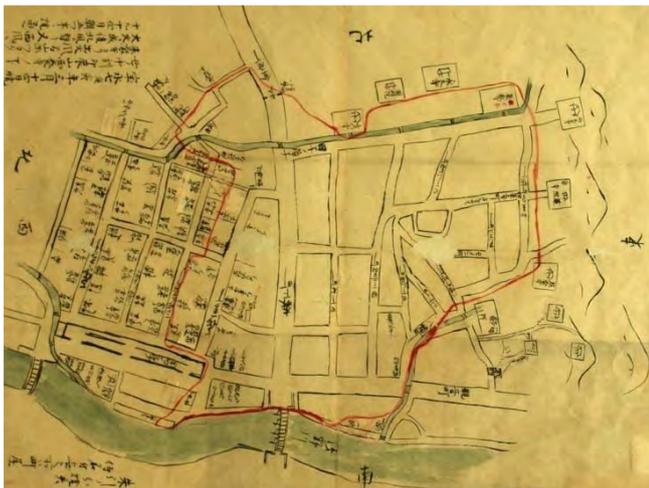
開催にあたって

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、2万人（行方不明者を含む）を超える人々の貴重な命を奪い、また原発事故により周辺住民が避難を余儀なくされるなど、私たちの生活に甚大な被害を及ぼしています。これを受けて政府や自治体は罹災者の救助・支援、ライフラインの復旧、仮設住宅の建設等の施策を進めています。それと同時に、民間のボランティア等による援助活動もいち早く進められていますが、これまでの想定を超える大震災なだけに、既存のマニュアル等が役に立たず、震災からの復興をどのように進めていくべきか模索しているのが現状です。

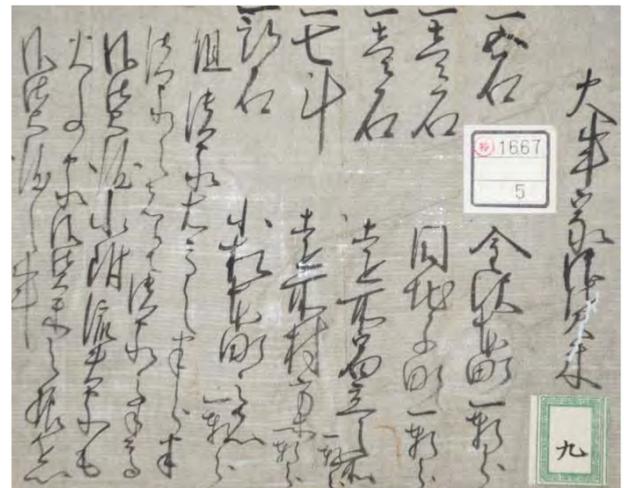
ところで、今回の震災では、明治・昭和三陸地震に伴う伝承の正しさや、貞観地震における津波の痕跡が掘り起こされる等、過去の教訓を改めて見直そうとする意識が高まっています。これまでは過去の震災の規模・被害の大きさに注目が集められてきましたが、これから救済・支援の方法が問われる時に、先人がどのように対応したのかを明らかにすることも意義のあることと考えます。

そこで、本展示では災害における復興・救済・支援の側面に光を当て、館蔵史料を用いて紹介します。本展示が現在震災の被害に遭われている方々を応援するきっかけの一つとなれば幸いです。

1. 災害の諸相



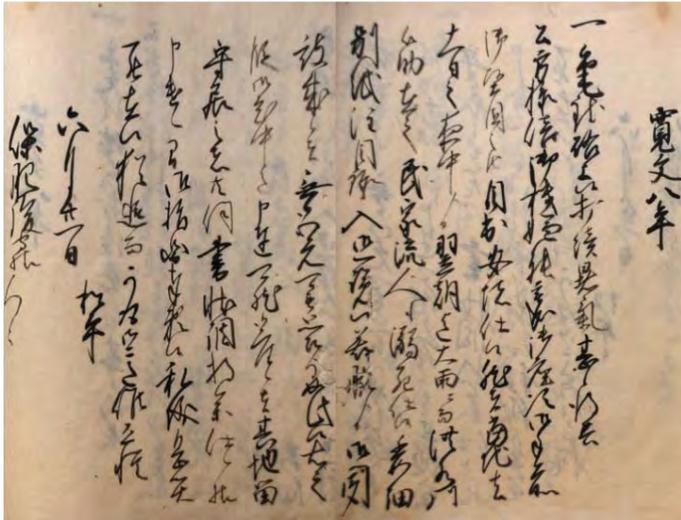
【金沢焼失図】(16.67-7) 宝永7年(1710)3月14日晩に卯辰山西養寺下の来教寺より出火した火事の焼失範囲を示したもの。



火事家御貸米【定】(16.67-5) 火事により焼失した家への貸付米高を書き上げたもの。これによると金沢の本町には一軒当たり5石、地子町には1石、小松の本町には2石、遠所宿立には1石、遠所村方には7斗の米が貸し付けられた。



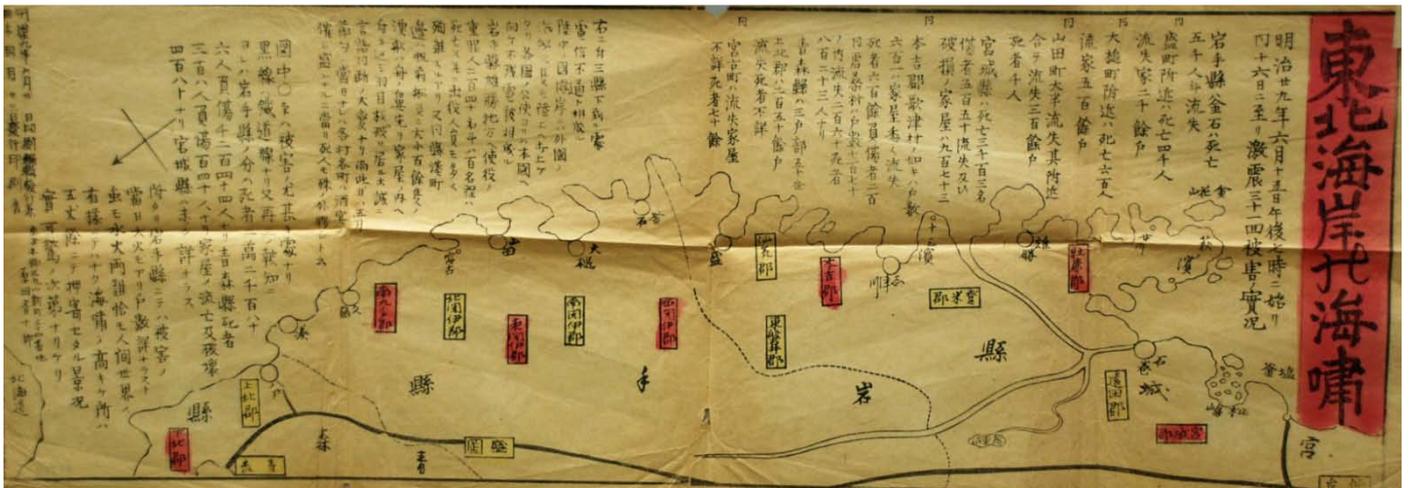
石動山々道々普請之時分絵図 (16. 78-23) 寛延3年(1750)7月の洪水により石動山の道筋が崩れたため、鹿島郡二宮村の肝煎たちが組才許を通じて郡奉行へ普請を願い出た際の絵図。



御領国水損風損之覚 (16. 65-107) 寛文8年(1668)6月の洪水発生につき、5代藩主前田綱紀が幕府への報告の可否を後見人の保科正之に問い合わせたもの。

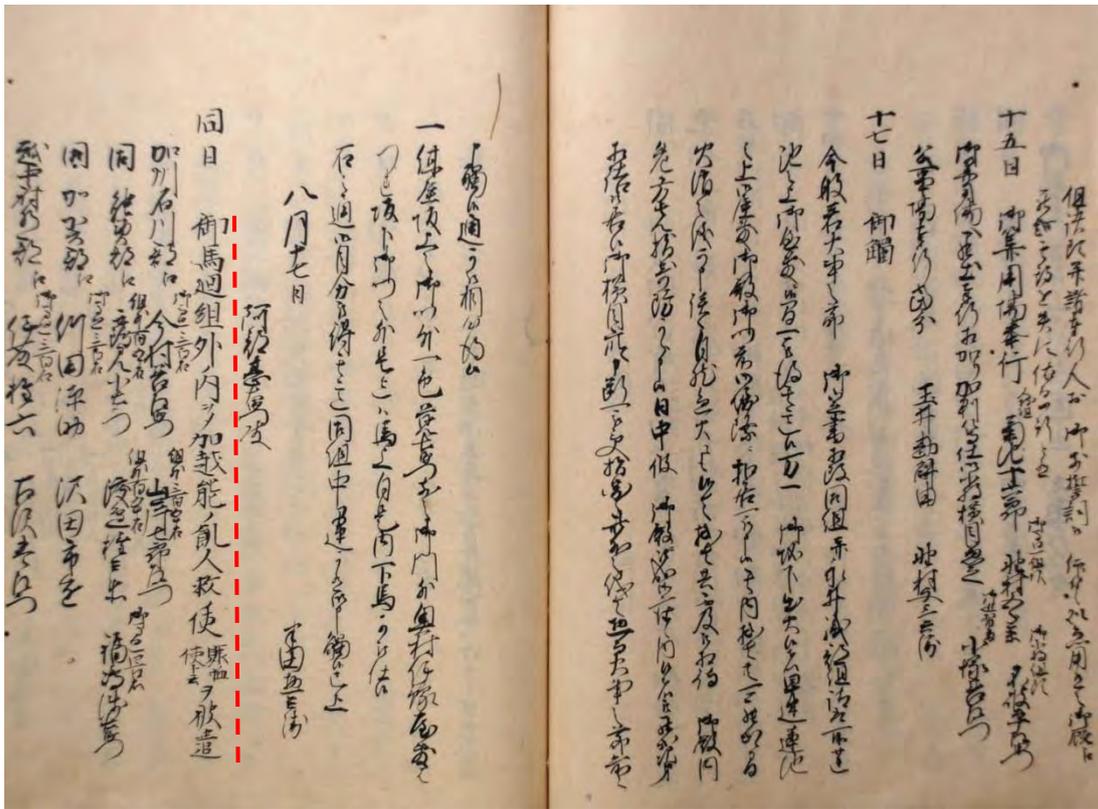


東海道地震津波末代嘯の種 (21. 3-28) 安政2年(1855)の東海道地震により、紀州の田辺・熊野等で大津波が発生した様子を描いたもの。

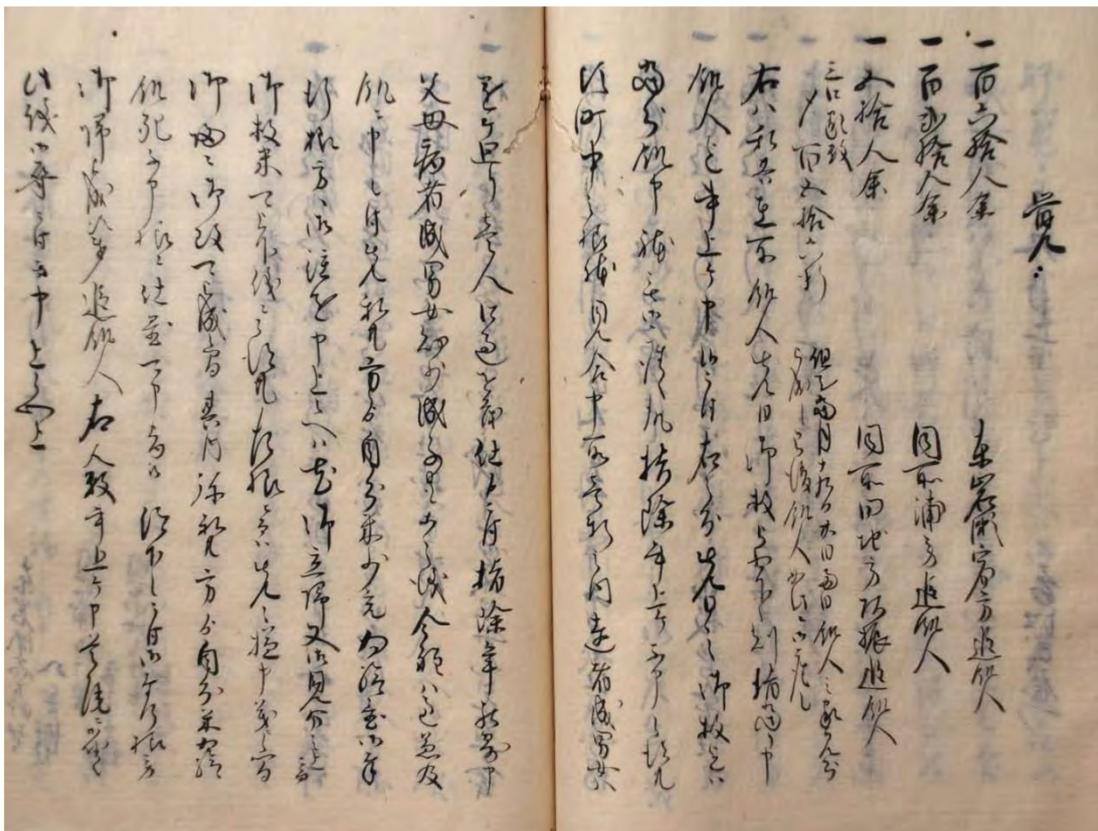


東北海岸の海嘯 (18. 9-94) 明治29年(1896)6月15日に発生した三陸地震による被害の状況を伝えたもの。これによると岩手県の被害が最も大きく、死者は22,186人、負傷者は1,244人であった。また海嘯(津波)は高いところで5丈(約15m)に達したという。

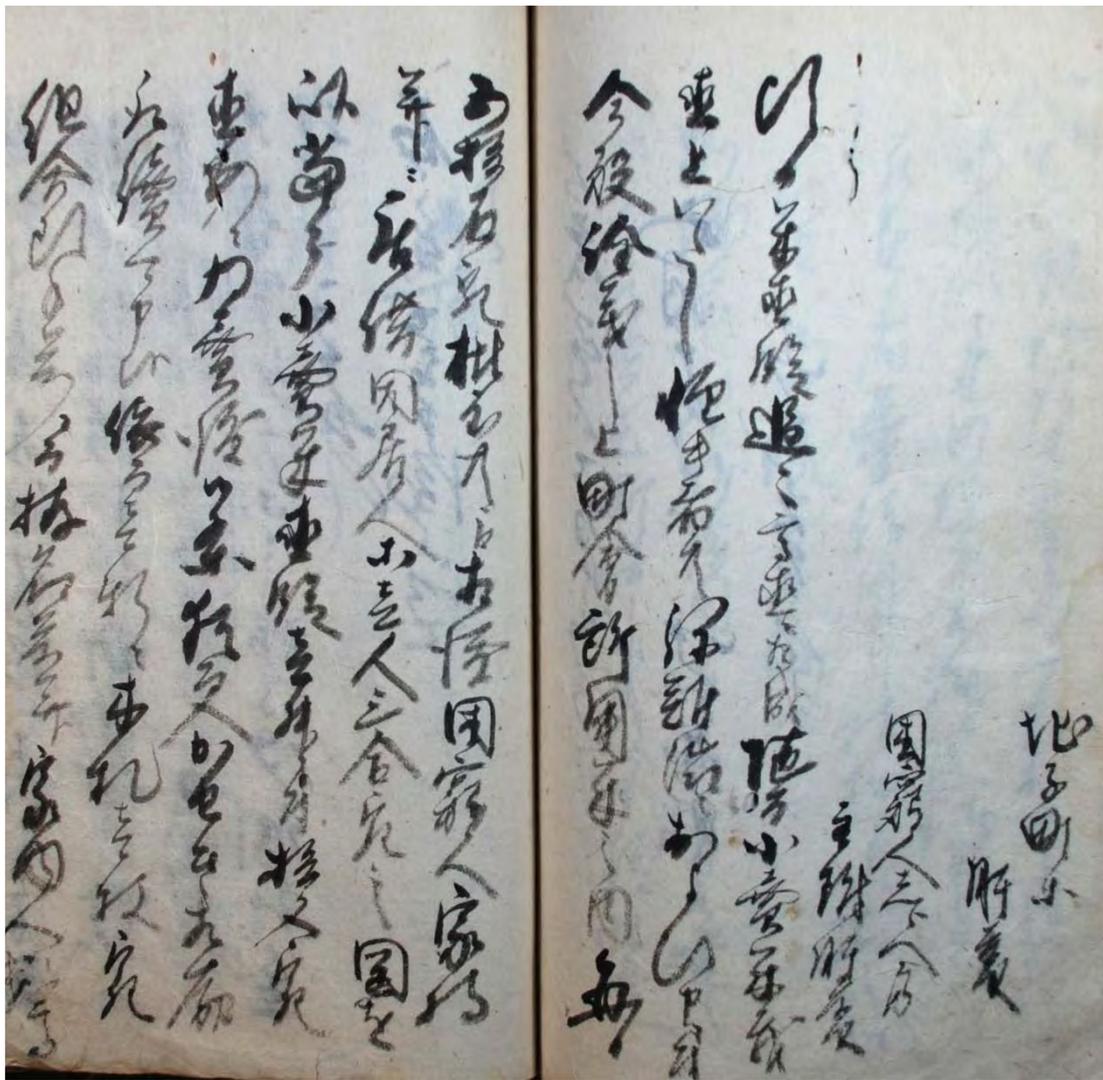
2. 飢饉とお救い



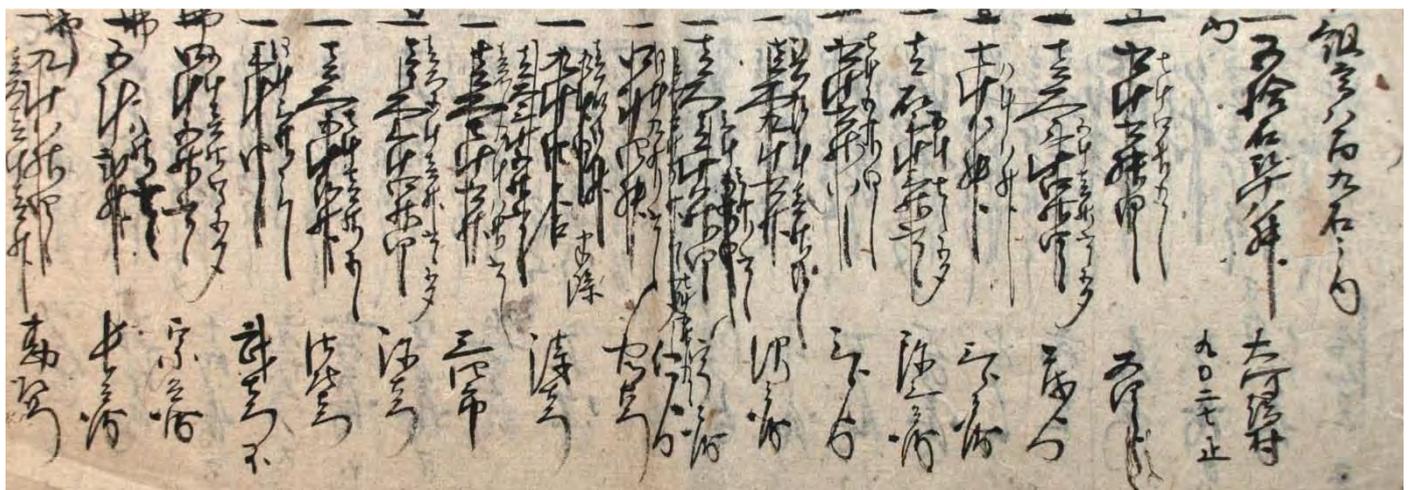
参議公年表 (16. 11-75⑬) 元禄9年(1696)に領内で飢饉が発生したため、5代藩主前田綱紀は御馬廻組外の士を「飢人救ノ使」(救恤使、御救奉行ともいう)に任命、領内各郡に派遣し、飢人の調査・救済に当たさせた。



飢人御救之儀ニ付郡方へ被遣候与力共書付 (16. 67-31①) 元禄9年(1696)の飢饉に際し領内各郡へ派遣された御救奉行等から提出された飢人等の報告書をまとめたもの。東岩瀬では156軒の飢人が追加報告されたが、ほとんどの報告は「御救人無御座」であった。



御触留 (090-390) 天保5年(1834)、米価高騰により「軽キ者共」が難渋に及んだため、町会所用米を毎日50石批屋(米小売商)に渡し、困窮人に1人3合の割合で、1升につき10文の値段で売らせるよう命じた。



夫食代り御渡初割符帳控書 (33.5-4) 安政2年(1855)、夫食(食糧米)として大河端村に50石余が貸与され、それをさらに村内の一軒ごとに割り振った際の帳簿。

3. 救済・復興の方法

町名 (District)	御救銀高 (Relief Amount)
右常御救	一三右常御救
左常御救	一五貫五百目
常	一拾貫二百五拾目
暮	一一貫目
非常	一五貫目
市小人町	一三右三拾目
新聖町	一二百目
	一三右七拾目
	一三右四拾目
鍛冶町	一三右四拾目
	一五右五拾目
	一三右四拾目
堀川町	一六右五拾目
	一三右四拾目
木町	一三右九拾目

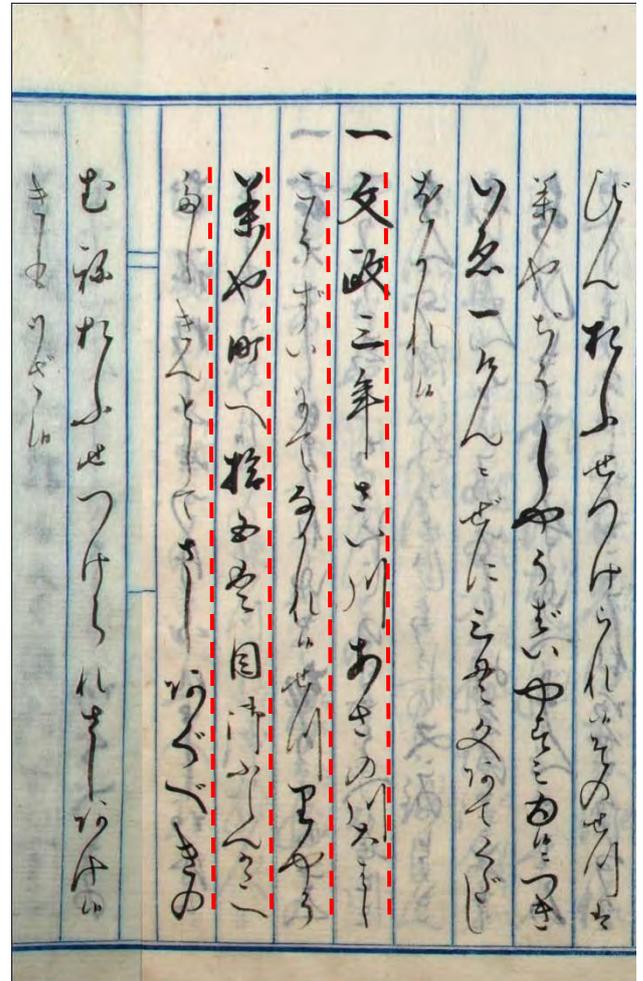
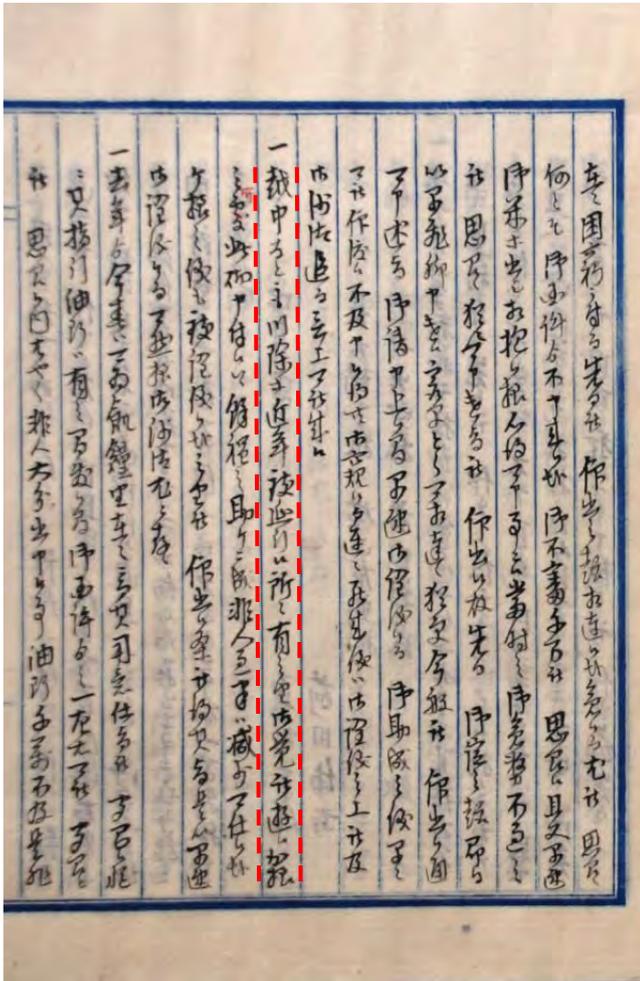
町格 (16.62-37②) 天保10年(1839)の金沢町における町会所からの御救銀高を町(ちょう)ごとに書き上げたもの。これによると、金沢町には常御救・暮御救という経常的な御救銀と、非常御救という緊急の御救銀の制度があったことが判る。

一拾貫文
 一七貫文
 右前月十日右町に火災あり隣家被焼し其家被焼中並に東家も半潰其家中に焼死する人共あり人々多し其家首領より極難治社に申し出され此町米俵方より此町助役御極社以上前住し族より御補理方し此町助役より其家首領に御極社に申し出され此町米俵方より此町助役御極社以上前住し族より御補理方し此町助役より其家首領に御極社に申し出され此町米俵方より此町助役御極社以上前住し族より御補理方し

一拾貫文
 一七貫文
 右前月十日右町に火災あり隣家被焼し其家被焼中並に東家も半潰其家中に焼死する人共あり人々多し其家首領より極難治社に申し出され此町米俵方より此町助役御極社以上前住し族より御補理方し此町助役より其家首領に御極社に申し出され此町米俵方より此町助役御極社以上前住し族より御補理方し

一拾貫文
 一七貫文
 右前月十日右町に火災あり隣家被焼し其家被焼中並に東家も半潰其家中に焼死する人共あり人々多し其家首領より極難治社に申し出され此町米俵方より此町助役御極社以上前住し族より御補理方し此町助役より其家首領に御極社に申し出され此町米俵方より此町助役御極社以上前住し族より御補理方し

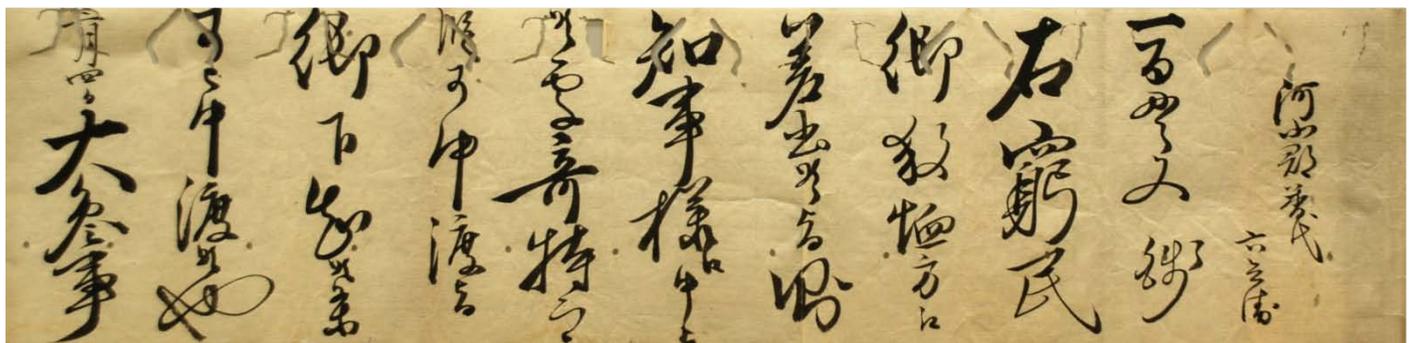
諸届帳 (090-676) 藤棚町(現金沢市城南)の越中屋紋七宅より出火、全焼し、さらに隣宅の越中屋仁兵衛宅も半潰となったため、家宅修理代としてそれぞれ10貫文、7貫文を非常御救銀から拝領させてもらえるようお願いしたもの。



元禄中救恤留 (16.67-30) 前田綱紀は「越中など二も川除等近年延引候所々有之 (中略) 加様之所此御申付候ハ、余程之助ケニ成」と述べており、普請による困窮者の雇用創出の発想があったことが窺える。

金沢俳優伝記 (16.97-9) 文政3年(1820)に犀川・浅野川の大橋が洪水で流れた際、両茶屋町に対し銀15貫目を御普請方へ上納するよう命令があった。

4. 民間の寄付・施行



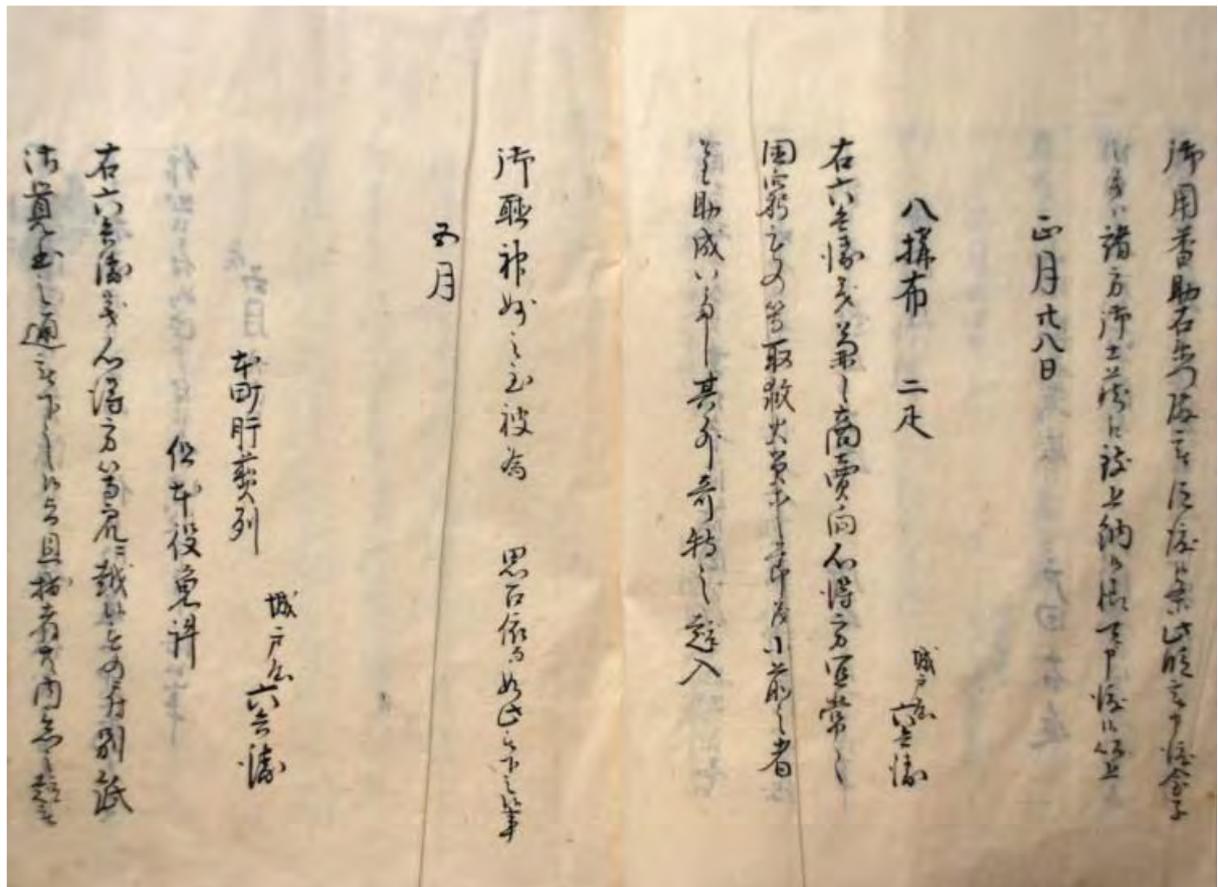
河北郡番代六兵衛窮民救恤金差出に付下知方申渡状 (090-1145①) 明治3年(1870)の飢饉に際し、河北郡番代(十村の補佐役として金沢の算用場内に勤務する役職)の六兵衛が銭100貫文を窮民御救恤方に差し出したことに対し、「知事様」(前田慶寧)からの賞詞を伝えたもの。



御殿向焼失二付冥加銀請取 (33.5-1) 金沢城二の丸が焼失したため、大河端村組合頭の六右衛門が冥加銀として72匁を上納したことに対する算用場の請取。



亀田氏旧記 (16.62-121⑨) 天保7年(1836)7月、米価高のため、亀田伊右衛門(純蔵)ら家柄町人は宝来寺に施行場を建て、法船寺町等の困窮人に対し一人当たり15文宛を施した。



城戸屋書留 (090-67①) 川南町で呉服(太物)商売をしていた城戸屋六兵衛は、困窮人救済、火災の際「小前之者」への助成の功績により、藩から八講布二疋を賜るとともに、本町肝煎役に任ぜられた。城戸屋六兵衛は川上請地で老牛馬の世話を願い出るなど、奇特定の人物として知られている。